

---

# すさみ町男女共同参画基本計画

---

令和4年度～13年度

令和4年12月



すさみ町

# 目 次

第1章 計画の改定にあたって.....	2
1 計画改定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 すさみ町を取り巻く現状と課題.....	4
1 統計資料等からみるすさみ町の現状.....	4
1-1. 人口.....	4
1-2. 合計特殊出生率.....	5
1-3. 自治会長に占める女性の割合.....	5
1-4. 一般行政職における女性の割合.....	6
1-5. 一般行政職の管理職における女性の割合.....	6
1-6. 審議会等における女性委員の割合.....	7
1-7. 町議会における女性の割合.....	7
2 アンケート結果等からみるすさみ町の現状.....	8
2-1. 調査の実施状況.....	8
2-2. 調査結果のポイント.....	8
2-3. アンケート調査結果.....	12
第3章 基本的な考え方.....	24
1 基本理念.....	24
2 施策の体系.....	25
第4章 施策の方向.....	26
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり.....	26
1-1 男女共同参画に向けた意識改革.....	26
1-2 相談体制の充実.....	27
1-3 男女共同参画推進のための教育等の充実.....	28
基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり.....	29
2-1 男女間のあらゆる暴力の根絶.....	29
2-2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり.....	30
2-3 困難な状況に置かれている人への支援.....	32
基本目標3 男女がともに活躍する社会づくり.....	33
3-1 政策・方針決定過程での女性の参画拡大.....	33
3-2 働く場と家庭における男女共同参画の推進.....	34
3-3 さまざまな分野における男女共同参画の推進.....	36
資料編.....	38
資料1 男女共同参画に関する国内外の動向.....	38

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 計画改定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

国では、1999年（平成11年）に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、基本法に基づいて2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5年ごとに基本計画が見直され、2020年（令和2年）に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。

第5次基本計画においては、目指すべき社会として、以下の4つが挙げられています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現にもつながるものであります。

本町においては、2012年（平成24年）に「すさみ町男女共同参画基本計画」（以下、「本計画」）を策定し、男女共同参画の取り組みを総合的に推進する体制を整えています。

現在の基本計画が、2021年度（令和3年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県計画、社会情勢の変化、本町の現状などを踏まえ、本計画を改定しました。



出典：内閣府男女共同参画局ホームページより

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、「第5次すさみ町長期総合計画」をはじめ、当町の他の計画等との整合性を図り、男女共同参画社会の実現を担う計画として策定するものです。

本計画は、以下の法律に規定された計画となります。

### 男女共同参画社会基本法（第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

### 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 3 計画の期間

---

本計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間とします。

また、計画期間内であっても、社会経済情勢の急激な変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 第2章 すさみ町を取り巻く現状と課題

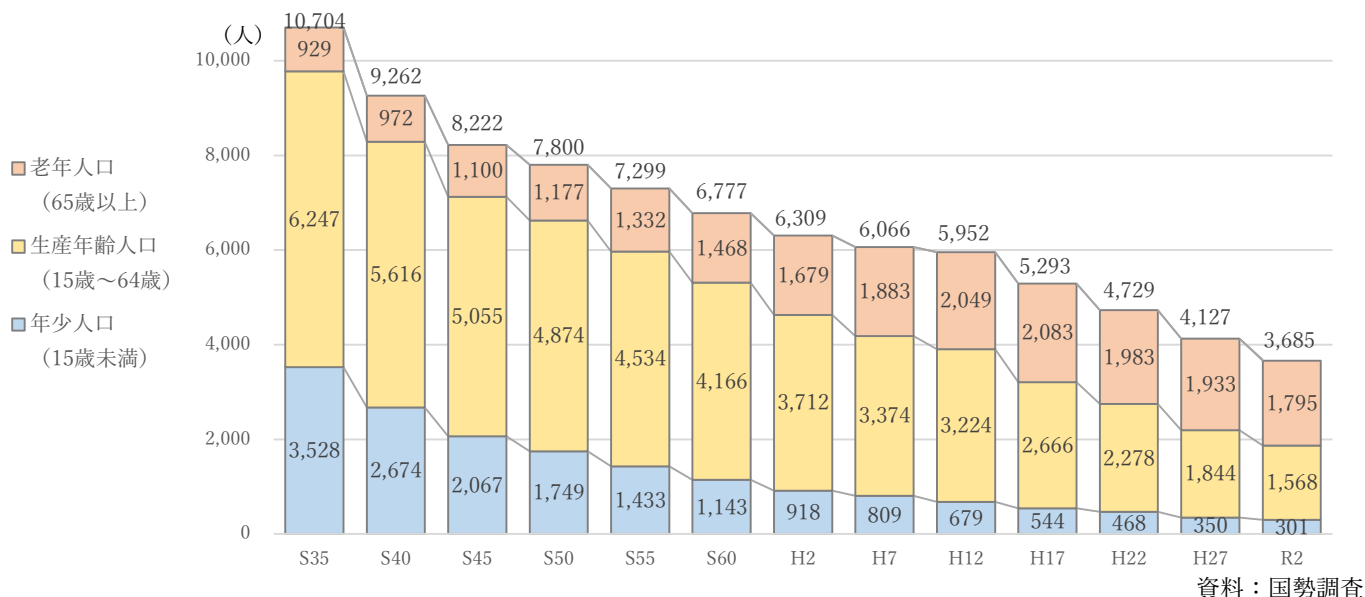
### 1 統計資料等からみるすさみ町の現状

#### 1-1. 人口

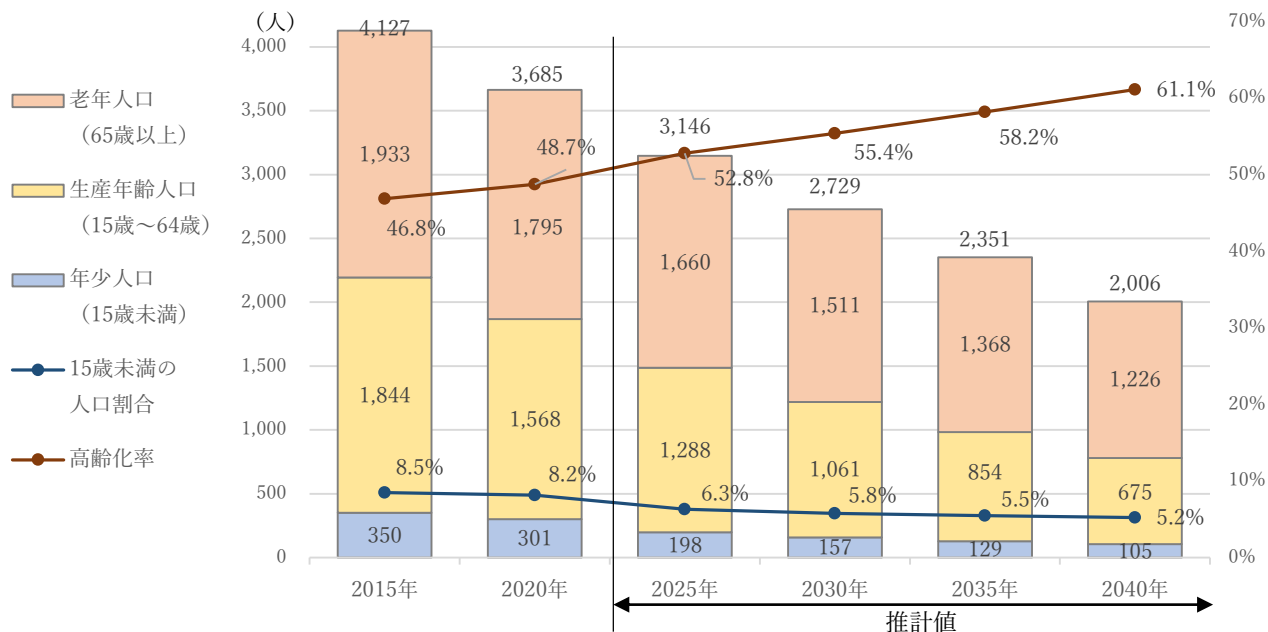
昭和30年代後半からの高度経済成長期から昭和40年代にかけて、都市部での就業機会を求めた若年層の人口流出により、人口は著しく減少しました。その後も、依然として新規学卒者を中心に都市部への流出が続いており、令和2年国勢調査人口は3,685人となっています。

若年層の多数の流出は人口の年齢構成を大きく変化させました。令和2年国勢調査では、65歳以上の高齢者人口は、1,795人で全人口の48.7%を占め、全国平均28.0%、県平均33.1%を大きく上回っています。0～14歳の年少者人口は301人で8.2%にとどまり、少子・超高齢化の傾向がますます顕著になっており、2040（令和22）年には高齢化率61.1%まで上昇すると予測されています。

図：すさみ町総人口と年齢階層別人口割合



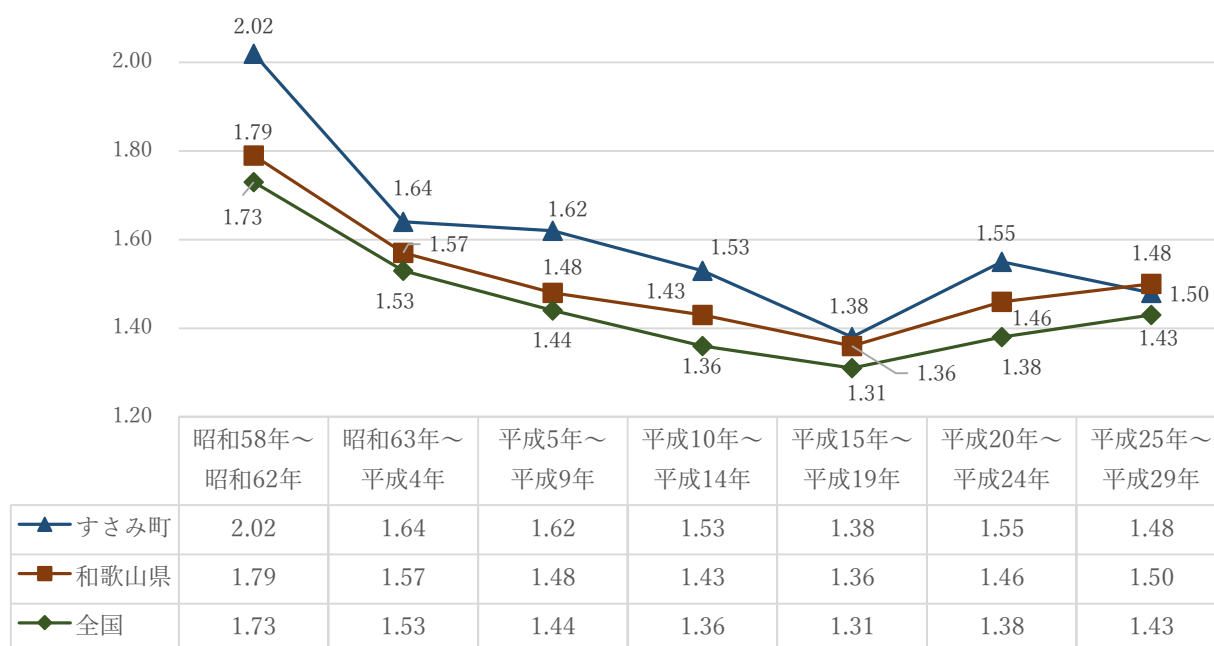
図：年齢3区分別人口と高齢化の推移（推計を含む）



## 1-2. 合計特殊出生率

すさみ町の合計特殊出生率※は、平成24年までは、和歌山県や全国より高い値となっていますが、平成29年には1.48と和歌山県よりも低い値となっています。

図：合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数を推計したものです。

## 1-3. 自治会長に占める女性の割合

すさみ町の自治会長を男女別にみると、昭和28年から令和3年まで女性の自治会長は、令和元年と令和2年以外、全員男性となっています。

表：自治会長

	男性	女性	全体
平成29年	38人	0人	38人
平成30年	38人	0人	38人
令和元年	37人	1人	38人
令和2年	37人	1人	38人
令和3年	38人	0人	38人

#### 1-4. 一般行政職における女性の割合

すさみ町の一般行政職をみると、女性の割合は年々増加しており、令和3年では29.0%となっています。

表：一般行政職

	男性	女性	全体
平成29年度	49人	13人	62人
	79.0%	21.0%	100.0%
平成30年度	52人	14人	66人
	78.8%	21.2%	100.0%
令和元年度	52人	15人	67人
	77.6%	22.4%	100.0%
令和2年度	50人	16人	66人
	75.8%	24.2%	100.0%
令和3年度	44人	18人	62人
	71.0%	29.0%	100.0%

#### 1-5. 一般行政職の管理職における女性の割合

すさみ町の一般行政職の管理職をみると、令和元年度以降、女性管理職の割合が減少しており、令和3年では18.2%となっています。

和歌山県内の市町村平均値と比べると、令和2年度は平均値より低い割合となっています。

表：一般行政職の管理職

	男性	女性	全体	県内平均値
平成29年度	15人	6人	21人	—
	71.4%	28.6%	100.0%	19.4%
平成30年度	15人	5人	20人	—
	75.0%	25.0%	100.0%	20.6%
令和元年度	15人	5人	20人	—
	75.0%	25.0%	100.0%	20.6%
令和2年度	19人	5人	24人	—
	79.2%	20.8%	100.0%	21.1%
令和3年度	18人	4人	22人	—
	81.8%	18.2%	100.0%	—

資料：内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

## 1-6. 審議会等における女性委員の割合

すさみ町の審議会等\*の委員をみると、平成30年度以降、女性の割合は増加しており、令和3年度では27.8%となっています。

表：審議会等の委員

	男性	女性	全体	県内平均値
平成29年度	150	30	180人	—
	83.3%	16.7%	100.0%	23.4%
平成30年度	147	24	171人	—
	86.0%	14.0%	100.0%	23.6%
令和元年度	136	32	168人	—
	81.0%	19.0%	100.0%	23.2%
令和2年度	288	94	382人	—
	75.4%	24.6%	100.0%	23.7%
令和3年度	280	108	388人	—
	72.2%	27.8%	100.0%	—

\*審議会等：地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項で規定する附属機関で、地方公共団体の事務の審査・審議・調査等を行う機関として定められています。すさみ町においても、すさみ町執行機関の附属機関に関する条例（令和元年条例第17号）第2条に基づき設置しています。

## 1-7. 町議会における女性の割合

すさみ町の町議会の議員をみると、女性議員は1人で推移しています。

表：町議会議員

	男性	女性	全体
平成19年度	9	1	10
	90.0%	10.0%	100.0%
平成23年度	9	1	10
	90.0%	10.0%	100.0%
平成27年度	9	1	10
	90.0%	10.0%	100.0%
令和元年度	9	1	10
	90.0%	10.0%	100.0%



## 2 アンケート結果等からみるすさみ町の現状

男女共同参画基本計画を策定するに当たり、男女共同参画及びDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する町民の皆様の考えをお伺いし、計画策定や施策推進に向けた基礎資料とするために20歳以上の町民を対象としたアンケート調査を実施しました。

### 2-1. 調査の実施状況

#### ○調査期間

2021年（令和3年）7月～8月

#### ○調査対象及びサンプル数

対象者	町内在住の満20歳以上の町民
サンプル数	500件
抽出方法	層化無作為抽出法
調査方法	郵送による配布・回収
調査地域	すさみ町全域

#### ○回収状況

発送数	回収数	無効票	有効回答数	有効回答率
500票	157票	1票	156票	31.2%

### 2-2. 調査結果のポイント

#### 男女平等意識について

男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体」のいずれにおいても6割以上で男性が優遇されていると感じています。また、「法律や制度の上」については男性の半数近くが「平等になっている」と捉えていますが、女性では2割以下となっています。

「男は仕事、女は家庭」などの役割分担の考えについて、反対であるという回答は、女性が8割弱、男性6割と男女間で認識に差があり、また、男女の役割等についての考えでは、「小さな子どもがいる働く女性には、なるべく出張のない業務を割り当てるべきだ」、「子どもの病気や学校行事のために働く母親が有給休暇を取るのは当然だ」が7割を超えて高くなっています。男女の平等性について、男女で大きな認識の差がありますので、このギャップを埋めるために、男女の格差の現状について、広報していくことも重要になってきます。

#### <課題>

●男女間格差の現状について広報活動

## 家庭生活について

男性の家事・育児等の積極的な参加推進について、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が7割と最も高く、次いで「社会の中で、男性も家事、育児、介護などをするのが当たり前だという考え方を普及させること」が6割半ばとなっており、男性の意識改革も課題となっています。

### <課題>

●家事・子育て・介護等についての男性の意識改革

## 子育てや子どもの教育について

理想の子どもの人数について、「3人」が過半数となっていますが、実際は「2人」が3割半ばとなり最も高くなっています。子どもの減少の理由として、「子育て・教育のための経済的負担が大きいから」、「結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えたから」が5割以上と最も高くなっています。また、子育てについての考えについて、「男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」、「子どもは、性別にかかわらず個性を伸ばすほうがよい」、「女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」の順で高くなっています。

男女平等教育をすすめるために、学校に期待することについて、「男女の区別なく能力や個性を尊重した進路指導を行う」が6割半ばと突出して高くなっています。子どもへの教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすことから、学校教育における男女平等の視点に立った教育の推進や、男女共同参画について学ぶことができる機会の提供が必要となっています。

### <課題>

●学校などにおける男女平等教育の推進

## 就労について

働く場で男女が平等でないと思うことについて、「賃金」、「仕事の内容・配置場所」が3割と最も高くなっています。女性も活躍できる組織のあり方、組織風土を変えていくことが課題となっています。

女性の理想の生き方について、「結婚や出産にかかわりなく、職業を持つ」が5割弱と最も高く、実際の生き方としては「結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ」が4割と最も高くなっています。女性の20～40歳代では「結婚や出産にかかわりなく、職業を持つ」ことを理想としているが、実際にそのような生き方になっている場合は過半数にとどまり、理想と現実のギャップがうかがえます。

女性が継続的に就労するために必要だと思うことについて、「育児・介護休業などの休暇制度を利用しやすい職場環境づくりの推進」が7割半ばと突出して高くなっています。また、男性が育児休業・介護休業・時短勤務を取得することについて、取得した方がよいとする考えは8割前後となり、取得する意識はあるものの、職場環境がとりやすい環境になっていない状況がうかがわれるため、休業や休暇、時短勤務が取りやすい環境の構築が課題となっています。

## <課題>

- 男性中心の組織風土の変革
- 休業・休暇がとりやすい職場環境の構築

## 社会活動、地域活動について

現在参加している社会活動、地域活動について、「町内会・自治会・PTA活動」が4割で最も高く、次いで「いずれにも参加していない」が4割弱となっています。社会活動、地域活動を行う上で問題になると思うことについて、「時間がない（仕事・家事・子育て・介護で忙しい）」が4割弱と突出して高くなっています。男女間で差がみられたのは「リーダーや代表者になると責任が重すぎる」と感じている女性は男性より17.6ポイント多くなっています。町の自治会長にもほぼ女性がいなかったことから、性差による慣習が根強く残っていることも考えられます。このように、身近な地域活動においても男女の役割に関する捉え方の差が依然としてみられるため、風習や慣習等のこれまでの考え方を変えていく取り組みが必要だと考えられます。

防災・減災対策で女性に配慮する必要があることについて、「避難所の設置・設営に配慮する」、「備蓄物資に配慮する」が9割を占め特に高くなっています。現在、町の地域防災会議に女性委員がないことから、女性委員を増やす取り組みを行い、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点から災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとっては必要不可欠です。

## <課題>

- 昔ながらの男女の役割意識の変革
- 女性の視点を取り入れた災害対策

## 人権、DV（配偶者等からの暴力）について

配偶者やパートナーの行為として、「どんな場合でも暴力にあたる」行為については、「身体を傷つける可能性のある物で、なぐる」が最も多く、次いで「刃物などを突きつけて、おどす」、「子どもに危害を加えると言っておどす」など身体的な脅威については9割が暴力だと認識しています。

暴力的行為を受けた時の相談先について、「友人、知人」が4割、「家族親戚」が3割弱で、「相談しなかった」人が3割半ばとなっています。相談しなかった理由として「相談するほどのことではないと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」が4割以上で最も多くなっており、家庭等の閉じられた場で、表に出しづらい現状について、どのように対応していくか検討していく必要があります。

パートナー等から暴力の被害を受けた方が実際に求める支援としては、「一時的に加害者から逃れる場所の提供」、「親身になって相談に応じてくれるところ」が最も高くなっています。また、パートナー等からの暴力をなくしていくために必要なこととして、「警察に被害届を出しやすい環境をつくる」、「被害者のための窓口や相談所を充実させる」が6割前後となり最も多くなっています。

状況を悪化させないためにも相談は非常に重要であり、プライバシーを確保すると同時に、「相談することのほどのことではない」状況でも気軽に話ができる窓口や人の配置が望まれます。また、パートナー

等からの暴力をなくしていくために、子どもの時からの教育等が期待されており、家庭内暴力等の全体像を知り、対処方法等について学んでいくことも重要になります。



<課題>

- 安全でプライバシーの確保された相談体制
- 暴力をなくしていくための教育の充実

### 男女共同参画施策等について

男女共同参画の言葉についての認知度について、「男女雇用機会均等法」、「DV防止法」は認知度が高くなっていますが、「性暴力救援センター和歌山（わかやまmine（マイン）」、「面前DV」、「アンコンシャスバイアス」では7割が知らないと回答しています。社会全体が男女共同参画に向けて取り組んでいる状況等を知らせていく必要があります。

男女共同参画を推進するためにすさみ町が力を入れるべきことについて、「人権が尊重され、守られる社会づくりをすすめる」、「育児・介護に対する多様な支援を充実する」ことが必要であると考えている方が4割となっていることから、人権尊重の意識や男女平等意識をはぐくむための教育や子育てや介護など女性への負担が大きい事柄について、これまでの考え方を変えていくとともに、体制として女性が活躍できる仕組み等を構築していく必要があります。



<課題>

- 男女共同参画に関する取組の紹介
- 人権尊重の意識や男女平等意識の教育
- 性差による活動の障壁を取り除く仕組みの構築

## 2-3. アンケート調査結果

### 男女平等意識について

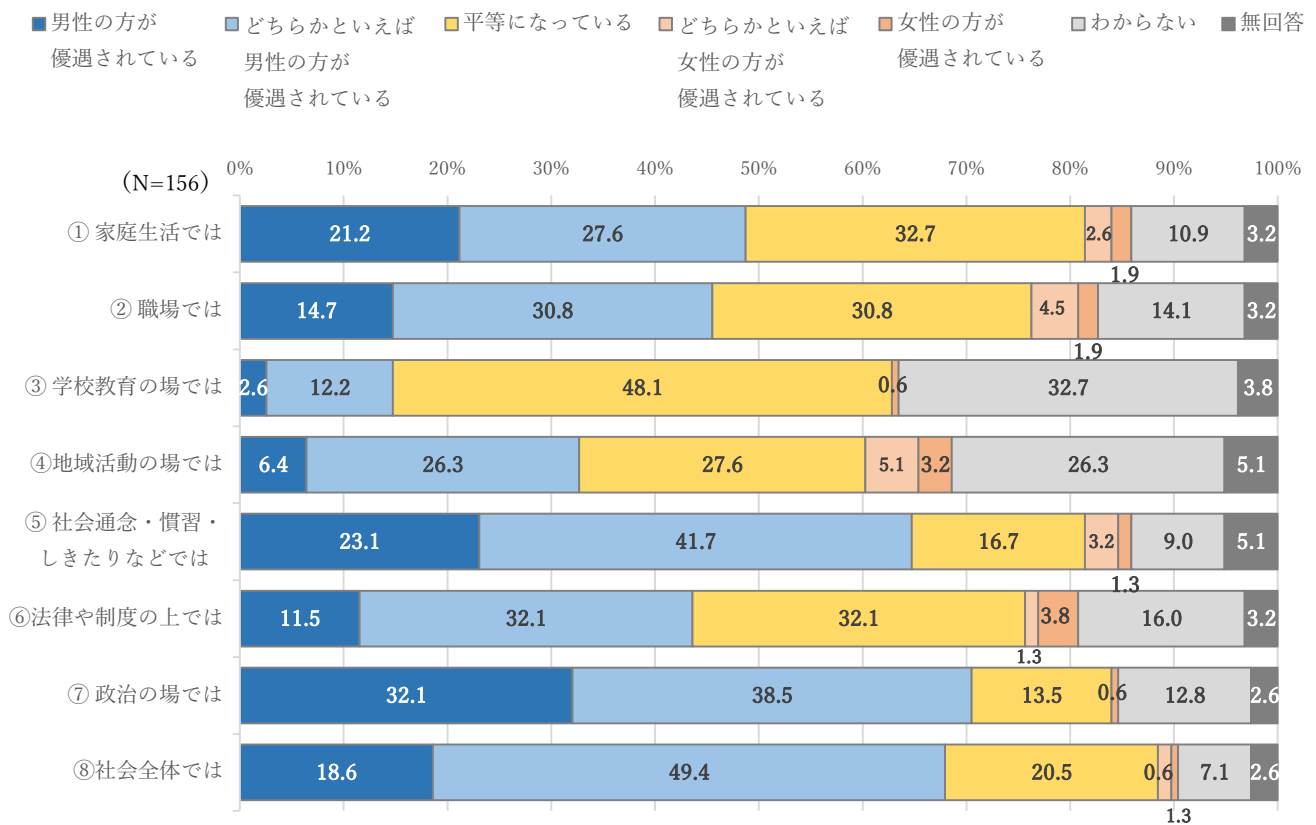
#### ① 男女の地位の平等感

「政治の場」(70.6%)、「社会全体」(68.0%)、「社会通念・慣習・しきたり」(64.8%)で、『男性優遇』※と感じている人が6割を超えています。

すべての分野で『男性優遇』※と感じている人は女性のほうが多く、「平等である」と感じている人は男性のほうが多くなっています。

また、「学校教育の場では」は「平等になっている」との回答が48.1%と最も多くなっています。

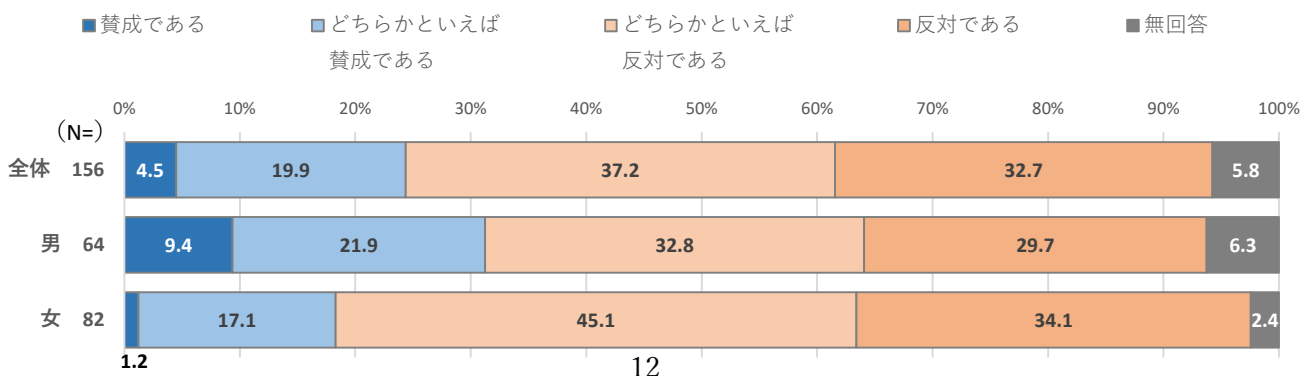
※男性優遇：「男性のほうが優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせたもの。



#### ② 男女の決められた役割分担についての考え

「男は仕事、女は家庭」など、性別によって男女の役割を決めるような考え方について、『否定的な意見』※が女性79.2%、男性62.5%となり、男女間で16.7ポイント差が見られました。

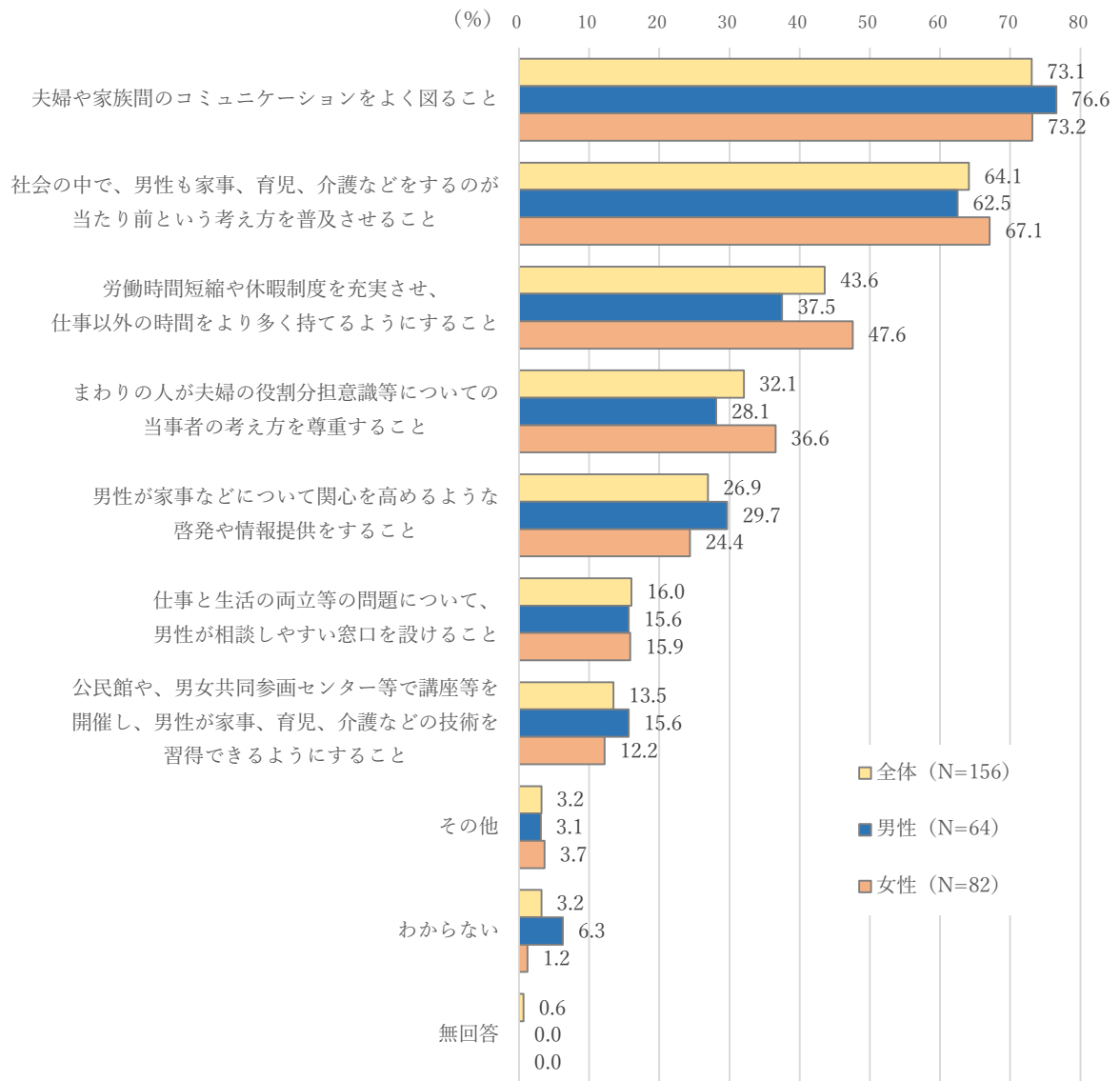
※否定的な意見：「反対である」と「どちらかといえば反対」を合わせたもの。



③ 男性の家事・育児等の積極的参加推進

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が73.1%と最も高く、次いで「社会の中で、男性も家事、育児、介護などをするのが当たり前という考え方を普及させること」が64.1%と、これら上位2項目は6割以上となっています。

また、「労働時間短縮や休暇制度を充実させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」では、女性47.6%に対して男性37.5%となり、男女間で10.1ポイントと最も差がみられました。

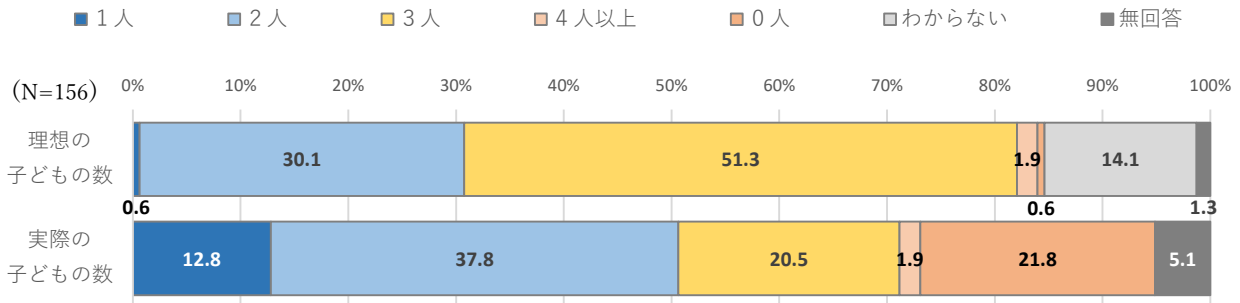


## 子育てや子どもの教育について

### ④ 理想の子どもの人数、実際の子どもの人数

「理想の子どもの人数」は「3人」が51.3%で、男女間に差はみられませんでした。

「実際の子どもの人数」は「理想の子どもの人数」と比べて「0人」と「1人」の割合が高くなっています。



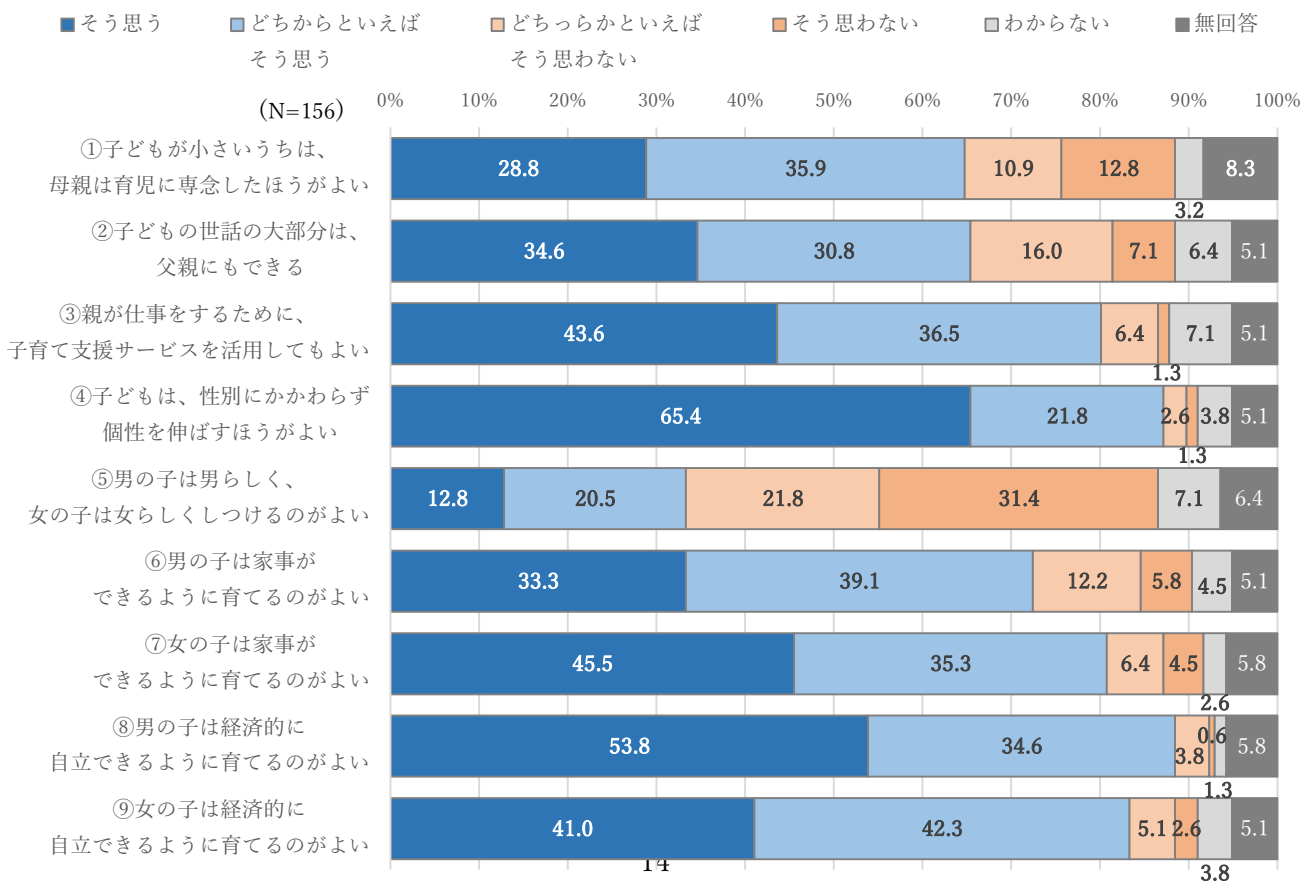
### ⑤ 子育てについての考え

「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」を除いたすべての項目で『肯定的な意見』\*が6割を超えて高くなっています。

『肯定的な意見』\*では、「男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」が88.4%と最も高く、次いで「子どもは、性別にかかわらず個性を伸ばすほうがよい」が87.2%、「女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい」が83.3%となっています。

性別でみると、「男の子は家事ができるように育てるのがよい」では女性84.1%に対して男性59.4%となり、男女間で24.8ポイントと大きな差がみられました。

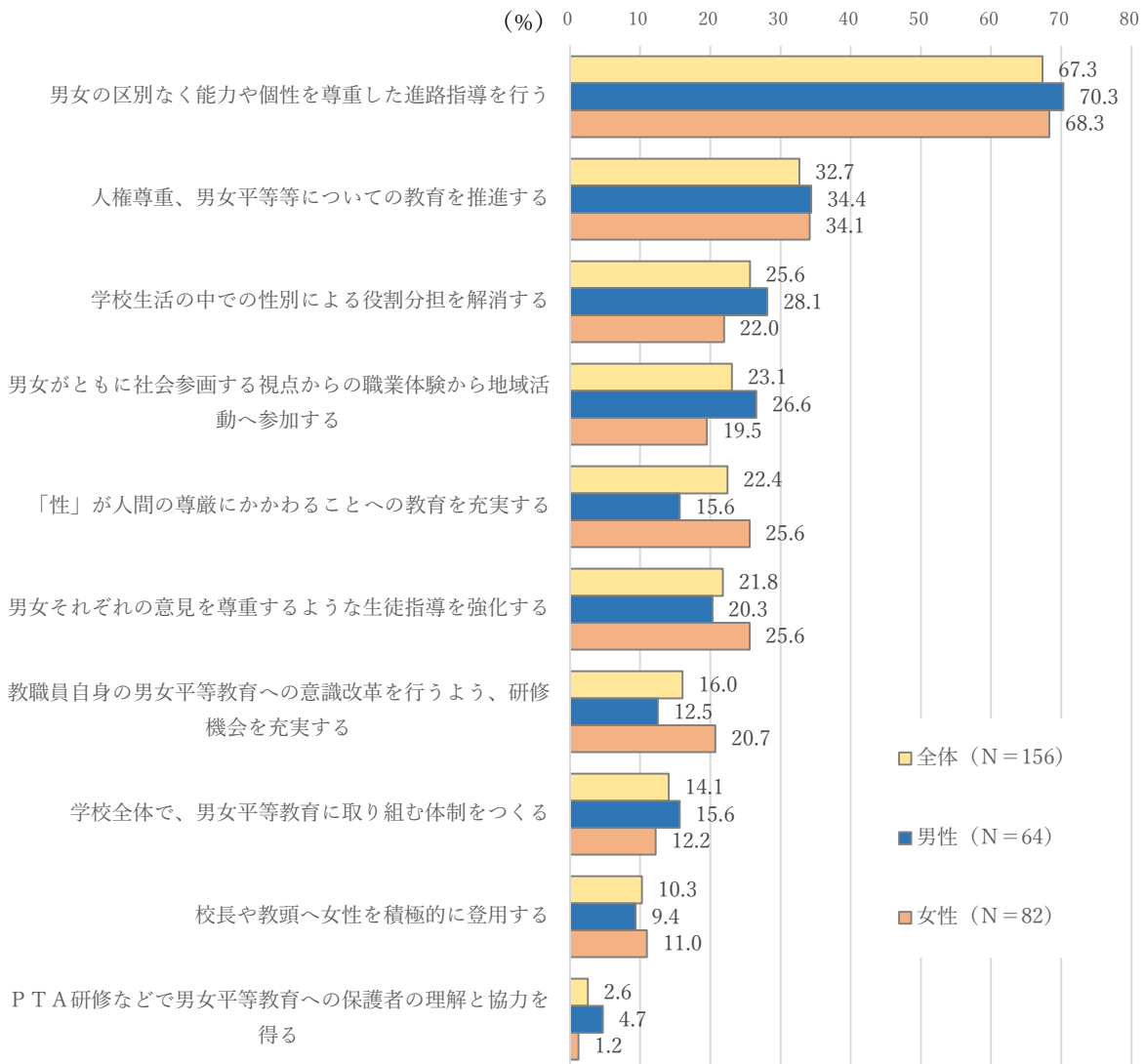
\*肯定的な意見：「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせたもの。



⑥ 男女平等教育をすすめるために、学校に期待すること

「男女の区別なく能力や個性を尊重した進路指導を行う」は67.3%で最も多くなっています。

また、「「性」が人間の尊厳にかかわることへの教育を充実する」は女性25.6%に対して男性15.6%となり、男女間で10.0ポイントと最も差がみられました。





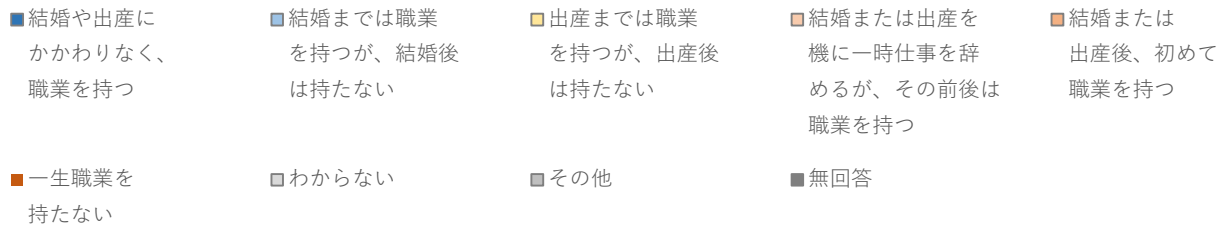
## 就労について

### ⑦ 女性の理想の生き方・実際の生き方

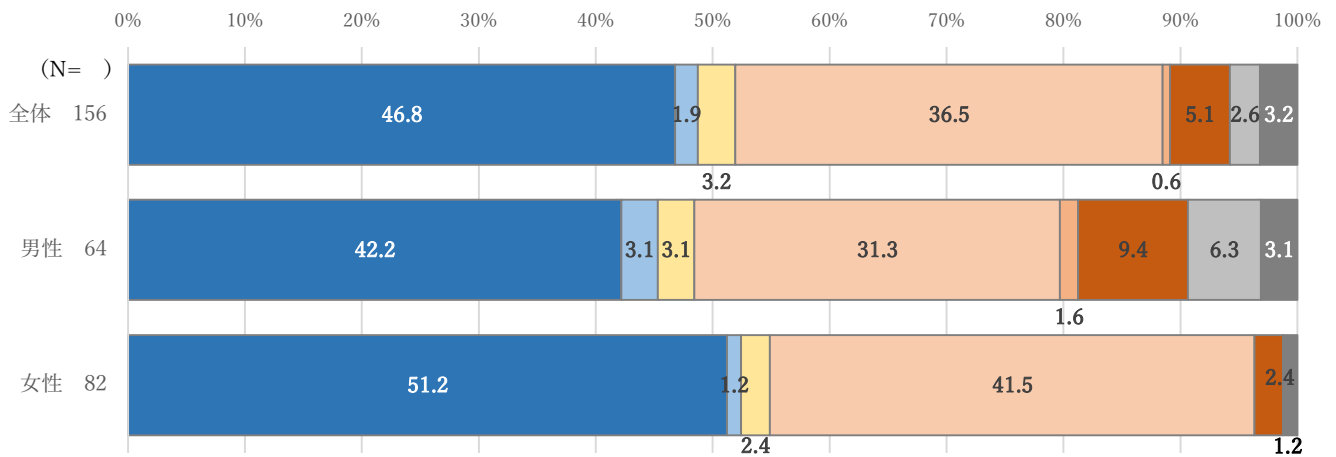
「結婚や出産にかかわらず、職業を持つ」が46.8%と最も高くなっています。

実際になりそうな（現実にならなっている）生き方について、「結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ」が40.4%と最も高くなっています。

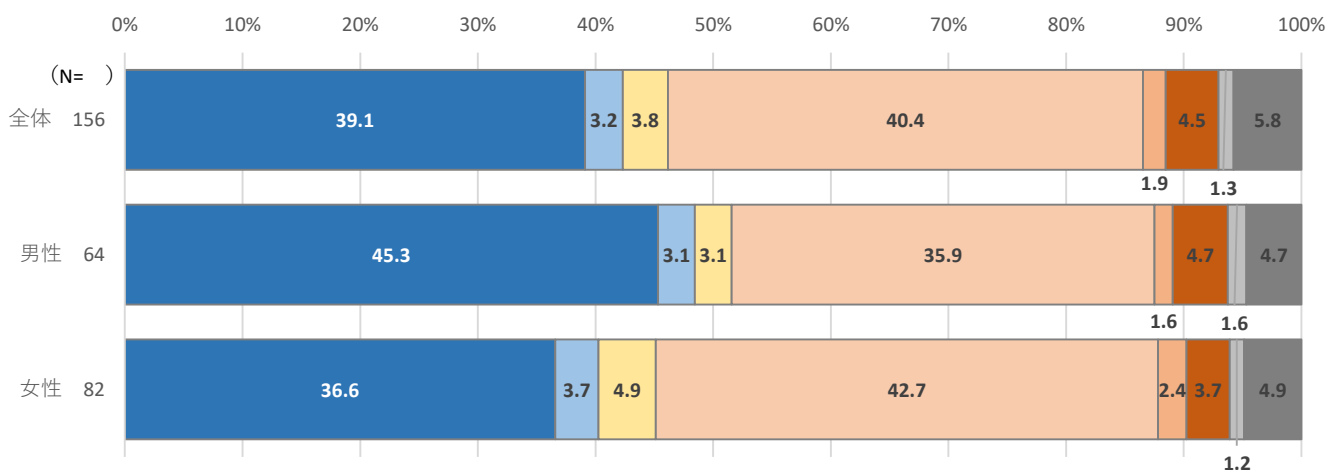
また、女性の20～40歳代では「結婚や出産にかかわらず、職業を持つ」ことを理想とし、実際にそのような生き方になっている方は55.6%となっています。



#### ○理想の（理想としていた）生き方



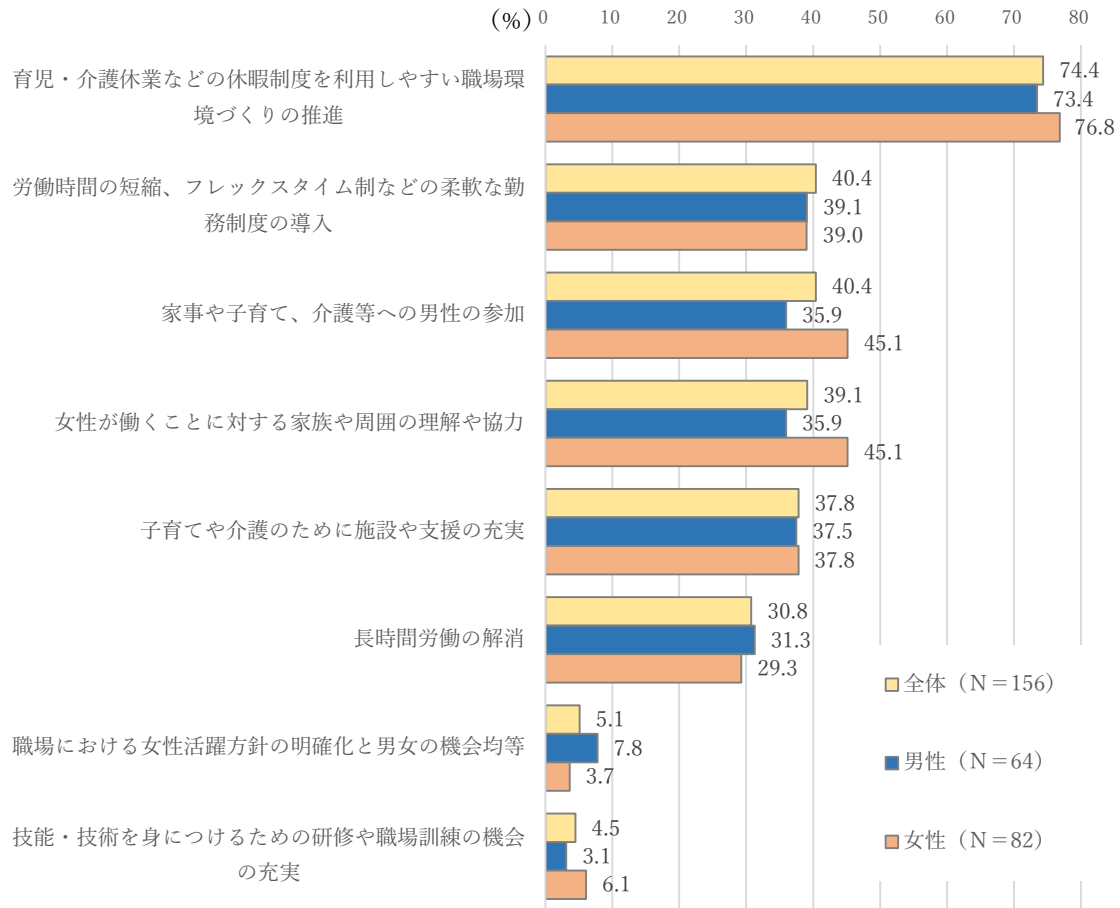
#### ○実際になりそうな（現実にならなっている）生き方



⑧ 女性が継続的に就労するために必要なこと

「育児・介護休業などの休暇制度を利用しやすい職場環境づくりの推進」が74.4%で、突出して高くなっています。

「家事や子育て、介護等への男性の参加」、「女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力」では、女性が男性よりも高く、男女間で約10ポイントの差がみられました。

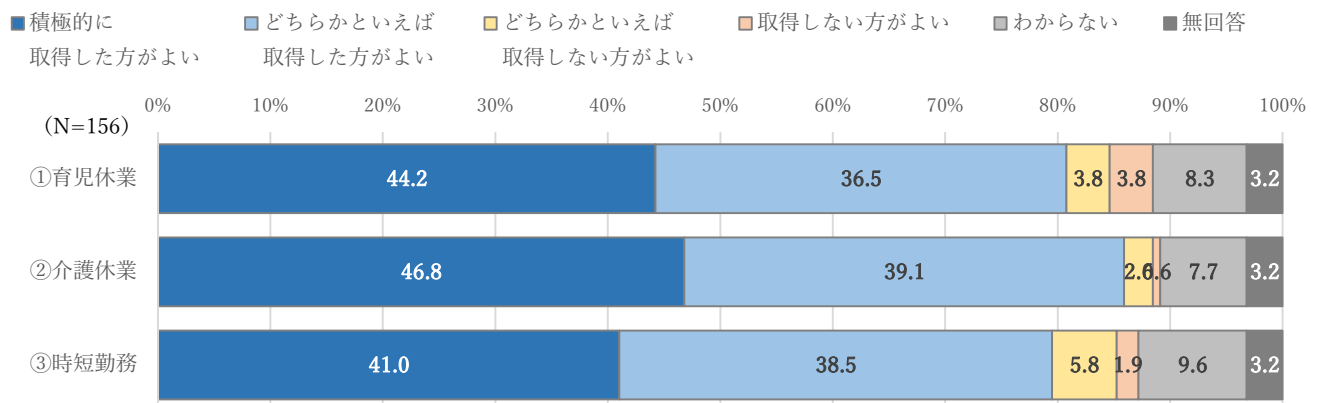


⑨ 男性が育児休業・介護休業・時短勤務を取得することについて

「育児休業」、「介護休業」、「時短勤務」のいずれも項目で、『肯定的な意見』\*は8割前後と高くなっています。

また、男女別にみると、いずれの項目においても『肯定的な意見』\*は女性が男性よりも高くなっています。

\*肯定的な意見：「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」を合わせたもの。

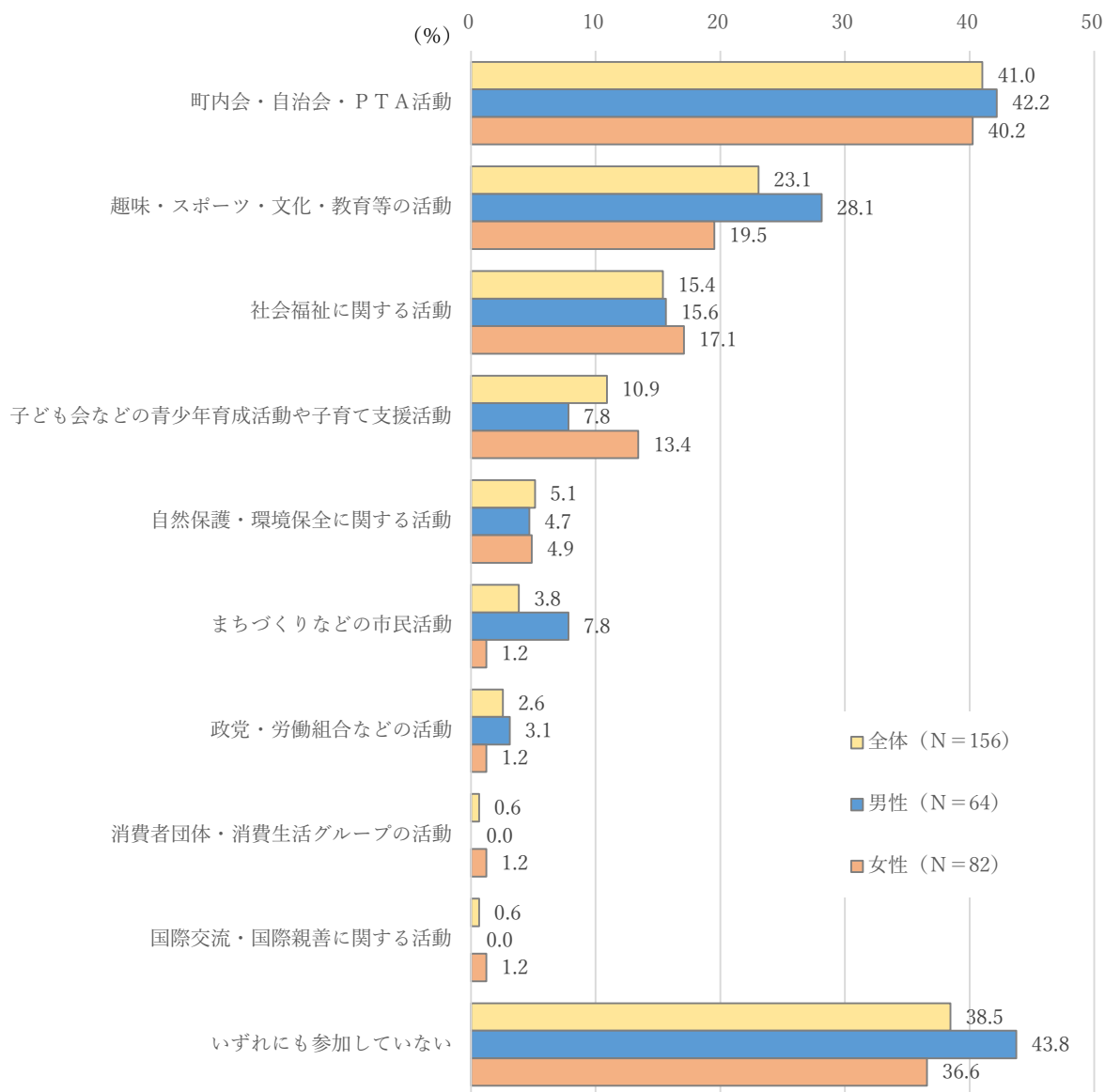


## 社会活動、地域活動等について

### ⑩ 現在参加している社会活動、地域活動

「町内会・自治会・PTA活動」が41.0%と最も高く、次いで「趣味・スポーツ・文化・教育等の活動」が23.1%となっています。

また、「いずれにも参加していない」は38.5%と高くなっており、男性43.8%に対して女性36.6%となり、男女間で7.2ポイントの差がみられました。

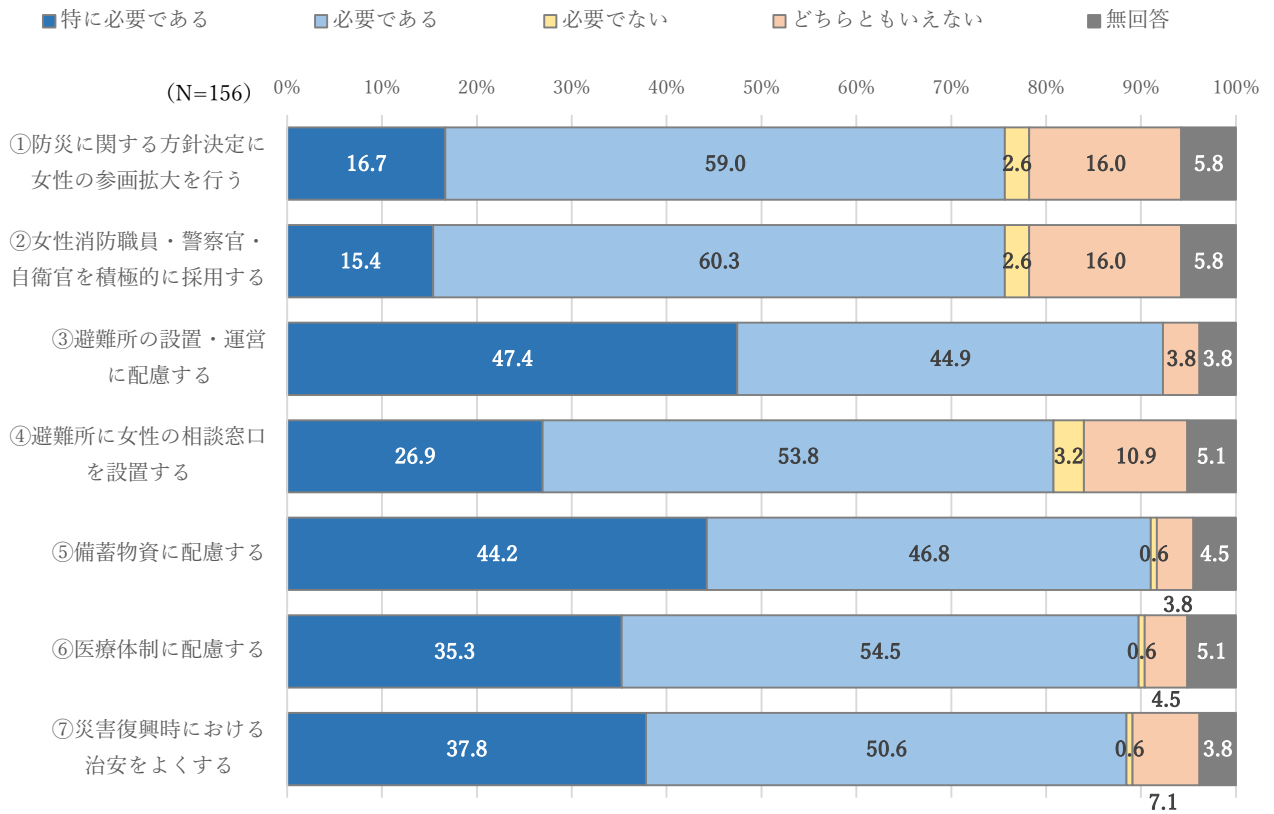


⑪ 防災・減災対策で女性に配慮する必要があること

防災・減災対策で女性に配慮する必要があることについて、『必要である』※は「避難所の設置・運営に配慮する」と「備蓄物資に配慮する」で9割を超えて、特に高くなっています。

また、「避難所に女性の相談窓口を設置する」では、女性（87.8%）が男性（76.6%）より11.2ポイント高く、男女間で差がみられますが、他の項目では大きな差はみられませんでした。

※必要である：「特に必要である」と「必要である」を合わせたもの。

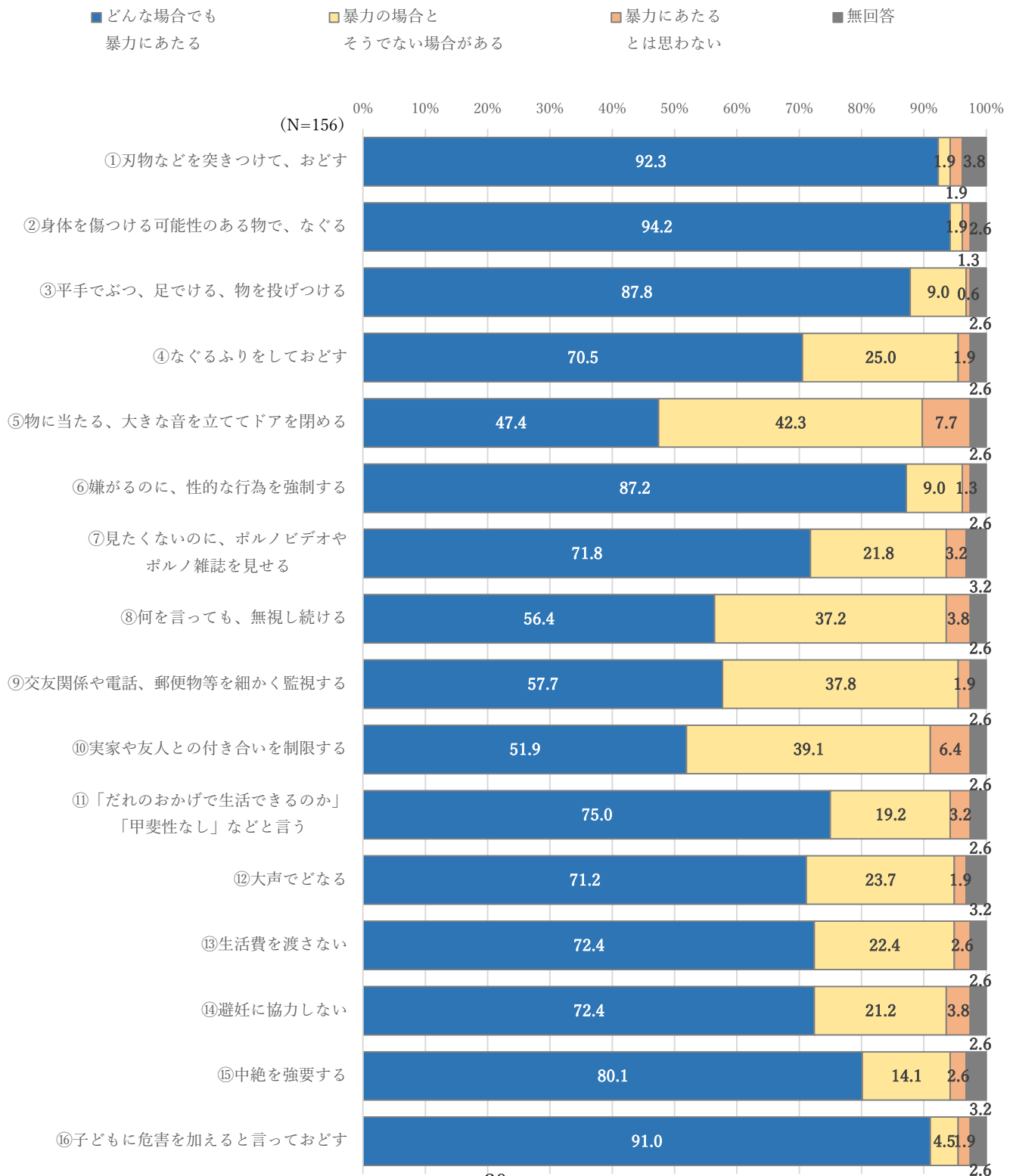


## 人権、DV（配偶者等からの暴力）について

### ⑫ 暴力と思う行為

配偶者やパートナーの行為として、「身体を傷つける可能性のある物で、なぐる」が94.2%と最も高く、次いで、「刃物などを突きつけて、おどす」が92.3%となっています。「どんな場合でも暴力にあたる」は、16項目中9項目で女性が男性より高くなっています。

また、「物に当たる、大きな音を立ててドアを閉める」、「嫌がるのに、性的な行為を強制する」、「交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する」、「避妊に協力しない」で「どんな場合でも暴力にあたる」は、男女ともに70歳以上が最も低くなっています。

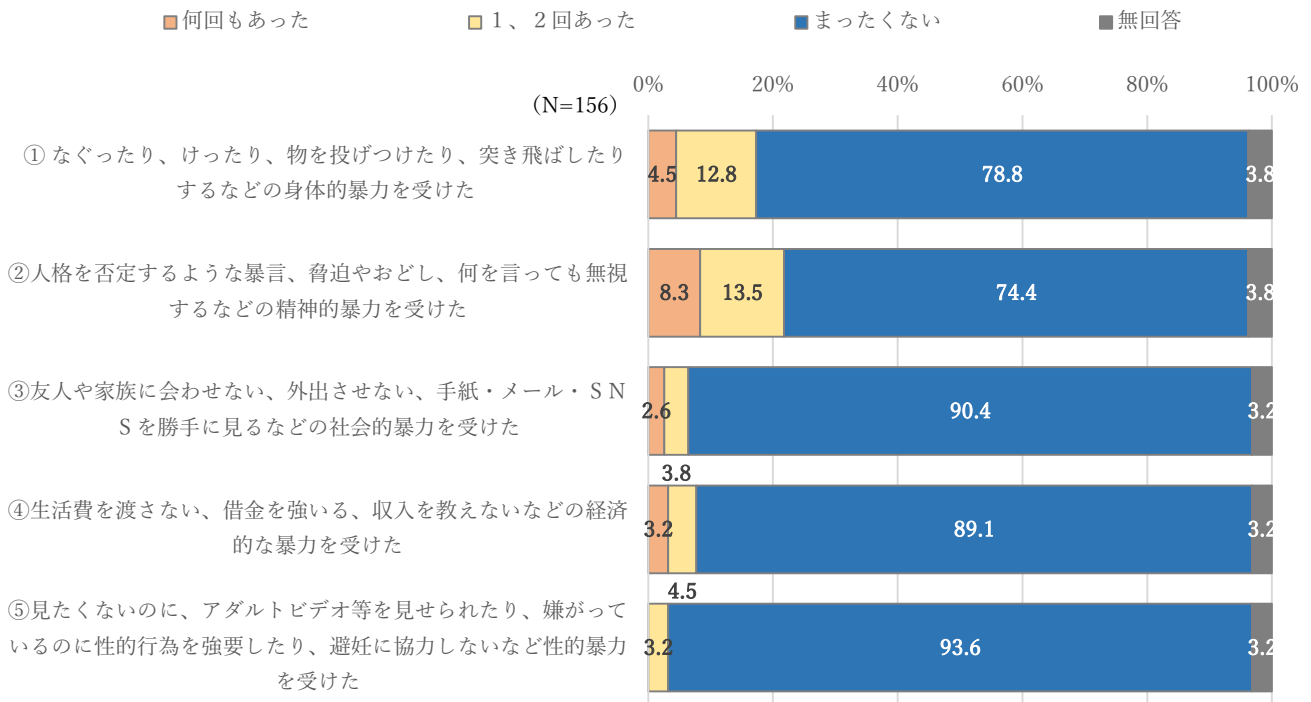


⑬ 配偶者や恋人からの暴力の経験

『DV経験あり』※は「②精神的暴力」で21.8%と最も高くなっています。

すべての項目で『DV経験あり』※は女性が男性より高くなっています。

※DV経験あり：「何回もあった」と「1、2回あった」を合わせたもの。



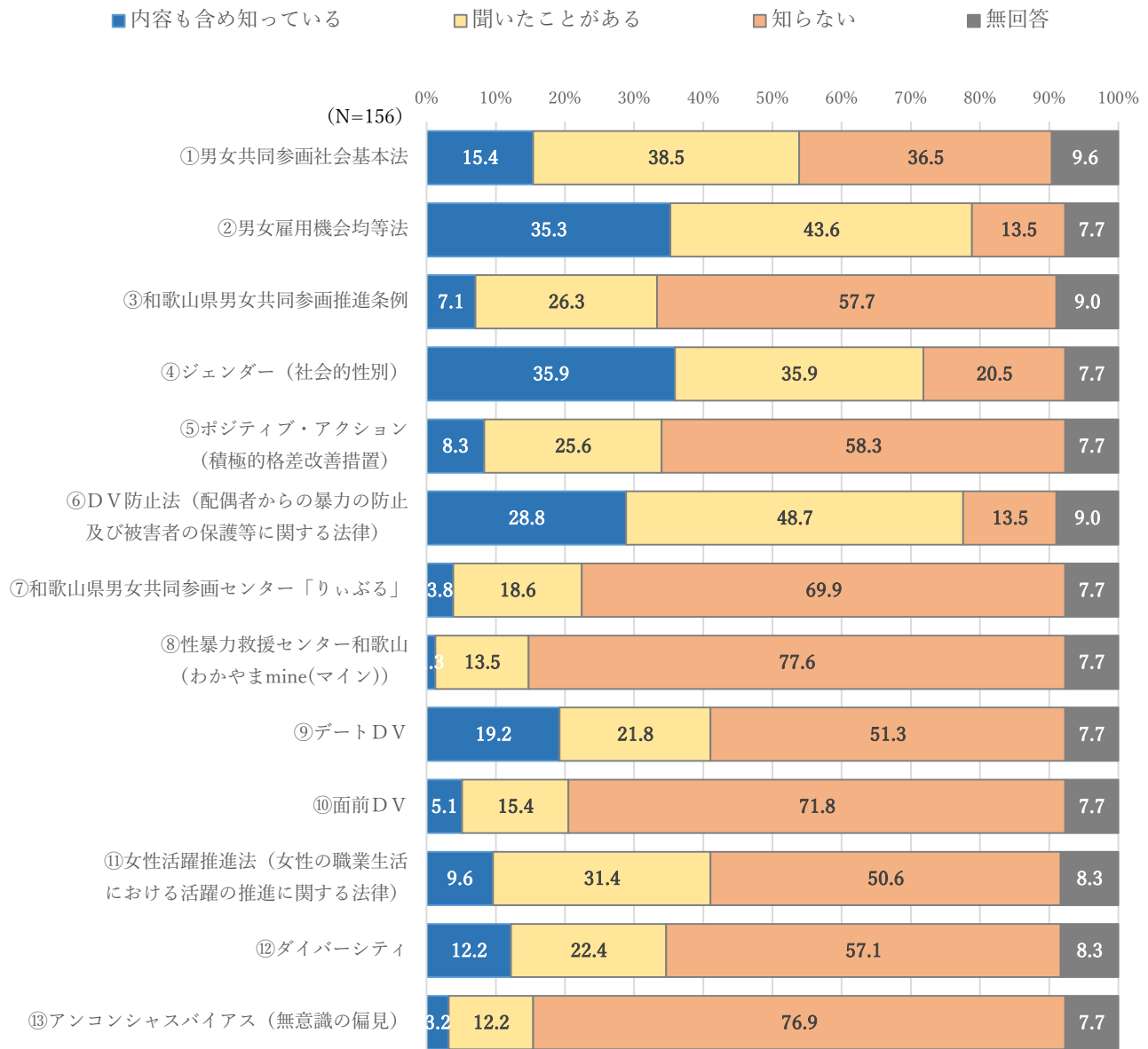
## 男女共同参画施策等について

### ⑭ 男女共同参画の言葉についての認知度

男女共同参画に関わる言葉について『知っている』※との回答が最も多かったのは「男女雇用機会均等法」で78.9%、次いで「DV防止法」が77.5%と高くなっています。

一方、「性暴力救援センター和歌山（わかやま mine（マイン）」、「面前DV」、「アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）」は「知らない」との回答が7割以上となっています。

※知っている：「内容も含めて知っている」と「聞いたことがある」を合わせたもの



○ポジティブ・アクション：積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって不利益を被っているものに対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる措置。

○和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」：男女共同参画社会実現のための様々な活動と交流の場として、男女が共に責任をわかち合いながら社会のあらゆる分野へ参画することを支援する和歌山県の拠点施設。

○性暴力救援センター和歌山（わかやま mine（マイン））：和歌山県が、平成25年に性暴力救援センターを和歌山県立医科大学附属病院内に設置。センターでは、女性支援員が電話や対面で相談に対応し、被害者の相談内容に応じて、協力機関と連携して緊急医療やカウンセリング、法律相談等を行っている。

○面前DV：子どもの目の前で、配偶者や家族に対して暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為。

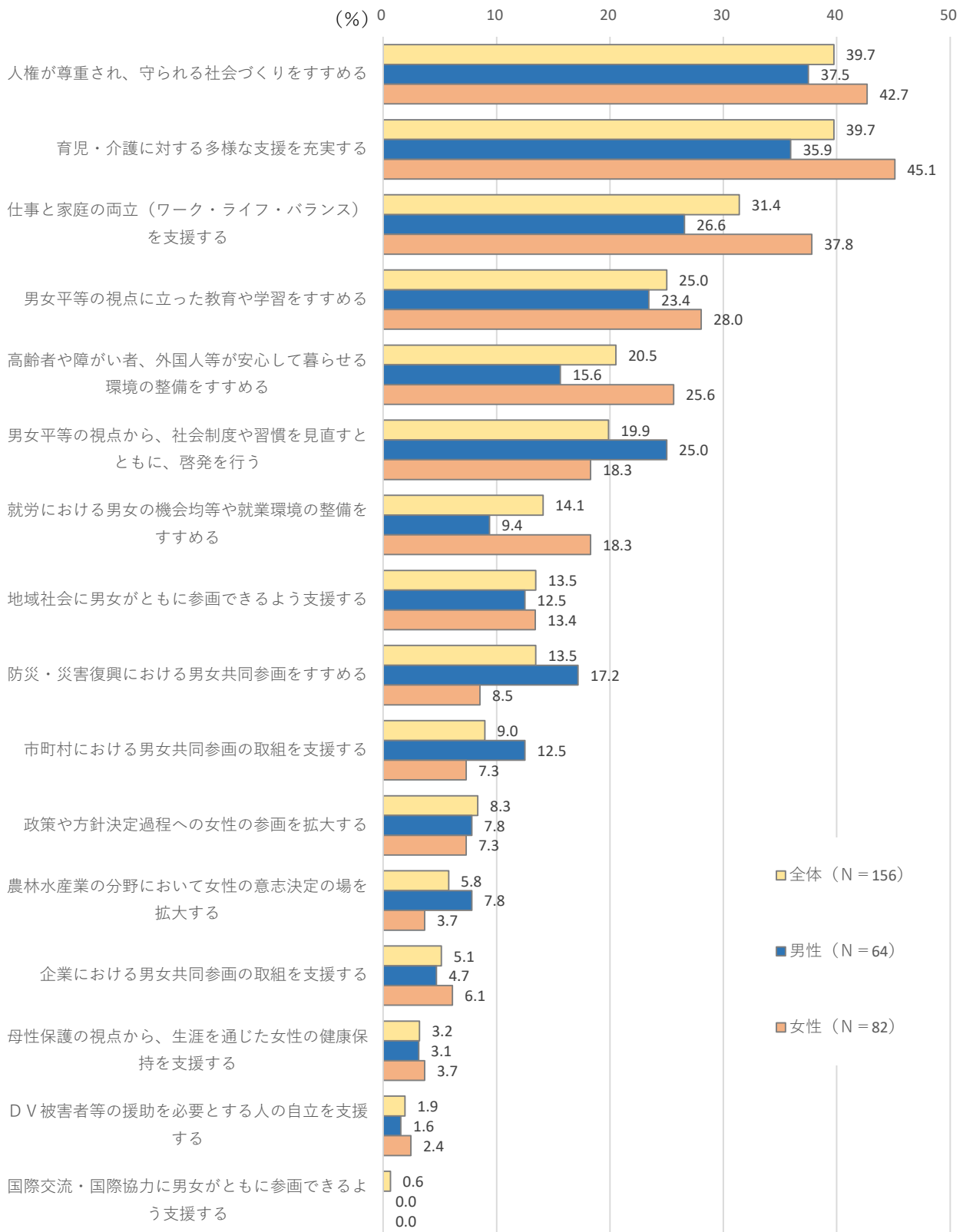
○ダイバーシティ：年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好など様々な属性の人が集まった状態のこと。

○アンコンシャスバイアス：自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方の歪みや偏り」のこと。「性別、世代、学歴などで、相手を見る」「男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」と咄嗟に思う」等は典型的な事例。

⑮ 男女共同参画を推進するために力を入れるべきこと

男女共同参画社会の実現に向けて、すさみ町が力を入れていくべきことについては、「人権が尊重され、守られる社会づくりをすすめる」、「育児・介護に対する多様な支援を充実する」が39.7%と最も高くなっています。

また、「仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援する」で女性37.8%に対して男性26.6%となり、男女間で11.2ポイントと最も差がみられました。





## 第3章 基本的な考え方

### 1 基本理念

第1期計画では、男女が互いに、その人の人権を尊重しつつ、互いにかげがえのない大切なパートナーとして、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、各種施策等を推進してきました。

本計画においても、第1期計画の基本理念を踏襲し、さらに、価値観・ライフスタイルの多様化、多様性の受容など、社会は大きく転換しており、地域で色濃く残っている固定的性別役割分担意識等を変えていく必要があります。

そのため、本町では、男女共同参画社会基本法が掲げる「男女の人権の尊重」を改めて重視し、時代に即した、女性が活躍しやすい地域づくりを進めるため、以下の基本方針を掲げ、男女共同参画計画を推進していきます。

#### 【基本方針】

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

3 男女がともに活躍する社会づくり

【基本方針】

【基本方針1】

男女共同参画社会  
の実現に向けた  
意識づくり

【施策】

1-1 男女共同参画に向けた意識改革

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 調査・研究及び施策への取り入れ

1-2 相談体制の充実

1-3 男女共同参画推進のための教育等の充実

- (1) 学校教育での取組の充実
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- (3) 生涯学習等の推進

【基本方針2】

誰もが安全・安心  
に暮らせる  
社会づくり

2-1 男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者等からの暴力への対策の推進
- (2) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

2-2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

- (1) 適切な性教育の推進
- (2) 生涯を通じた健康支援
- (3) 妊娠・出産期における女性の健康支援
- (4) HIV／エイズ等の性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進

2-3 困難な状況に置かれている人への支援

- (1) 貧困に直面している人や社会生活を円満に営むことが困難な人への支援
- (2) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

【基本方針3】

男女がともに  
活躍する  
社会づくり

3-1 政策・方針決定過程での女性の参画拡大

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業、団体等の取組み促進

3-2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

- (1) 雇用の分野における男女共同参画の推進
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境整備
- (3) 子育て・介護支援策の充実

3-3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域社会への積極的な参画促進
- (2) 農林水産業、商工業等の分野における取組み促進
- (3) 防災・災害復興における男女共同参画の促進

## 第4章 施策の方向

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会基本法が施行されて20年が経ち、全国的に男女共同参画の意識も高くなり、多様性の受容等、個性を広く受け入れる社会になってきましたが、町民のアンケート調査によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」における男女の役割の地位や平等感について、「男性優遇」と回答した人は6割を超えています。

これまでの「社会通念・慣習・しきたりなど」を変えていくには、相応の時間と労力が必要になると考えられますが、まず、すべての取り組みの基礎となる「意識」を変えていく必要があります。

そのため、本計画では、男女共同参画とは何かを広く伝え、町の現状を認識していただくとともに、男女共同参画の実現に向けて、関係機関と連携し、意識の変革を図っていきます。

#### 1-1 男女共同参画に向けた意識改革

##### (1) 広報、啓発活動の推進

男女共同参画の推進に向けて、高齢者、若者、子ども等年齢や性別に関わらず、あらゆる人々が男女共同参画を身近な問題として捉えることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動に努めます。

特に男性への啓発に当たっては、男性自身が固定的性別役割分担意識※にとらわれずに、地域生活・家庭生活に参画することで、豊かな人生につながるという意識の醸成を図れるよう、工夫を凝らした広報・啓発活動に努めます。

また、企業、各種団体、地域住民等がそれぞれの立場で主体的に取り組む推進活動に対し、情報提供などの支援に努めます。

具体的施策	内容	担当課
広報誌やコミュニティチャンネル、町ホームページでの情報発信	○町民意識調査の実施と結果の公表 ○男女共同参画や人権に関する情報の掲載	総務課
すべての人々の人権が尊重されるための啓発活動の推進	○人権啓発のための研修会・講座の開催 ○人権啓発のための指導者の育成 ○人権啓発教材に関する情報提供	総務課
固定的な役割分担意識の解消	○広報誌等で、社会通念・慣行・しきたり等男女共同参画について正しい理解を深めるための広報・啓発	総務課
	○定期的に男性も参加できる各種教室を開催	社会教育課

※固定的性別役割分担意識（ジェンダー意識）：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「女性なのに気がきかない」、「男性なのに意気地がない」などの、「女性だから」、「男性だから」という、性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識。

## (2) 調査・研究及び施策への取り入れ

社会のあらゆる分野において、男女が、主体的で自由な選択ができる環境を整えるためにはどのような取り組みが必要であるかを把握するため、町民の意識調査を実施し、各種男女共同参画推進施策の進行管理とその評価など、調査・分析を継続的に行い、その結果を町民に周知していきます。

具体的な施策	内容	担当課
男女共同参画に関する各種アンケート調査等の実施と結果の公表	○町民意識調査の実施と結果の公表 ○その他男女共同参画に関する各種統計調査等の実施と結果の公表	総務課
男女共同参画に関する情報の提供	○広報紙等での広報活動	総務課

## 1-2 相談体制の充実

地域の抱える生活課題や地域住民一人ひとりの悩み・不安が多様化しており、地域に密着した相談窓口等の整備といった相談機能の整備・充実が必要となっています。また、悩みや不安は情報不足から生まれる側面もあるため、必要な人に必要な情報が届くよう、情報提供のあり方についても検討していきます。

旧態依然として残っている女性やLGBT\*等への偏見など、時間を要する課題を背景に、複雑化・多様化している相談内容に適切かつ柔軟に対応し、公的な福祉サービスにつなぐことができるよう、関係機関等との連携を強化していきます。

具体的な施策	内容	担当課
総合的な相談支援体制の整備・充実	○保育所での子どもや子育て家庭に対する専門的な相談援助活動の充実	教育総務課
	○地域包括支援センターによる高齢者や家族等に対する相談体制の充実	環境保健課
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	○関連する支援関係機関によるチーム支援等に関する協議・検討の場の設定	各課
情報提供の充実	○町広報紙をはじめ、各種パンフレット等多様な手段の活用 ○保健・医療・福祉の担当者の連携を強化し、これらの各分野の情報を集約・提供	各課

※LGBT (LGBTQ+) : セクシャル・マイノリティ (性的少数者) の総称。「LGBT」はLesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語。

「LGBTQ+」の「Q」はQuestioning (クエスチョニング) とQueer (クィア) の2つの意味を持ち、「L」「G」「B」「T」の4つのセクシュアリティだけでは定義できない立場の人々、他にも様々なセクシュアリティがあることを示す呼び方。

### 1-3 男女共同参画推進のための教育等の充実

#### (1) 学校教育での取組の充実

男女共同参画社会の実現には、次世代を担う子どもたちへの男女平等を推進する教育が欠かせないものとなっています。

学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が協力して生活することの重要性などについて、発達段階に応じた指導の充実を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重しながら、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育むよう努めます。

また、学校の組織が男女共同参画にふさわしい体制になるよう、学校運営をはじめ、取り組みが可能なところから施策を実施していきます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し</li> <li>○教科・領域における男女平等教育の推進</li> <li>○男性・女性ともに参加しやすい授業参観の実施</li> <li>○男女混合名簿の作成</li> </ul>	教育総務課
男女共同参画の視点に基づいた進路指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性別ではなく、個性と能力に応じた進路指導の徹底</li> <li>○職業選択や就業にあたっての心構え等についての意識の醸成</li> </ul>	教育総務課
教育関係者、保護者への研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画意識を高めるため、教職員や教育関係者に対する啓発・研修の機会の充実</li> <li>○家庭における男女共同参画を推進するため、PTA 研修会などを通じた保護者に対する男女共同参画についての学習機会の提供</li> <li>○保護者会などの役員における男女共同参画の推進</li> </ul>	教育総務課

#### (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進

家庭での教育は、男女が互いに人格や個性を尊重し、助け合うような人間形成の基礎を築く大切なものです。親世代の意識や生活態度は、子どもに大きな影響を与えます。

そのため、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭の教育力の向上を図るための学習機会と情報の提供</li> </ul>	社会教育課

### (3) 生涯学習等の推進

あらゆる分野で男女がともに、個性や能力を発揮できる社会を実現するために、学校施設や社会教育施設、インターネット等の情報通信技術などを有効活用しながら、自らの意識で学習できるように、男女共同参画の視点での学習機会を設けるとともに、生涯にわたる学習機会の確保と内容の充実に努めます。

また、女性の社会参画を推進するため、様々なニーズに対応できる生涯学習や能力開発のための学習メニューの充実、情報提供・ネットワークづくり等を支援します。

具体的施策	内容	担当課
学校・社会教育施設の活用	○集会所等地域の社会教育施設を活用した活動に対する支援 ○生涯学習の場を充実させるための学校施設の開放促進	社会教育課
生涯学習に関する情報の提供	○インターネット等を活用した学習メニューの紹介	社会教育課

## 基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

誰もが互いの人権を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康で安全・安心な暮らしができることは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。

暴力は、重大な人権侵害であり、殴る蹴るといった身体的な暴力のみならず、言葉による精神的暴力、性的暴力等の、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み及び被害者救済のための基盤整備を進めます。

また、男女の性差を踏まえて生涯を通じた健康を支援するとともに、さまざまな困難を抱えた人への支援に努めます。

### 2-1 男女間のあらゆる暴力の根絶

#### (1) 配偶者等からの暴力への対策の推進

男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を進める上でも克服すべき重要な課題です。その背景には、男女の固定的な役割分担意識や経済力の格差、上下関係など男女の置かれている構造的な問題が存在し、被害者は周囲に打ち明けづらいため、暴力が潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力の様々な形態に応じた防止対策、被害が深刻化する前の発見、相談しやすい環境の整備、法に基づく厳正かつ適切な対処を行っていきます。特に、加害者や被害者になることを未然に防ぐために、若年層に対する教育や啓発活動の充実を図っていきます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
DVをなくすための意識啓発の実施	○あらゆる暴力の根絶に向けた啓発 ○あらゆる暴力に関する関連法令等の周知	総務課

若年層に対する教育や啓発活動	○中学生に対して、デートDV※防止教育に関する講座等の実施	教育総務課
相談体制の充実	○不適切な対応により更なる被害（二次的被害）が生じることのないように相談担当者の資質向上	総務課
	○各種相談窓口間のネットワークを強化して未然防止、早期発見、早期対応	各課

※デートDV：若い世代を中心におこる交際相手から受ける暴力のこと。「殴る」、「蹴る」といった「身体的な暴力」だけでなく、言葉による「精神的な暴力」、交際相手以外のひととの付き合いを制限するような「社会的な暴力」など、相手を一方的に支配しようとするもの。

## (2) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

職場をはじめとしたあらゆる場面におけるセクシャル・ハラスメントを防止するため、セクシャル・ハラスメントは人権侵害であることを広く啓発します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
セクシャル・ハラスメントの防止	○関連法令等の周知と順守のための啓発 ○企業等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動	産業振興課

## 2-2 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

### (1) 適切な性教育の推進

思春期は多感な時期でもあり、性に関する教育は非常にデリケートなものになります。近年、インターネットやスマートフォンなどによる性情報の氾濫が問題となっており、各種対策がとられているものの、容易に情報にアクセスできるため、有害な情報から児童生徒を守るためには、自らが情報の有害性を認識し、適切な ICT リテラシー※を得ることが求められます。

学校においては、有害情報から児童生徒を守る情報モラル教育を推進するとともに、心のつながりや命の大切さを重視し、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導を実施するほか、望まない妊娠や性感染症（HIV感染等）などに対する正しい知識の普及に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
思春期保健対策	○命の尊さや性に関する正しい知識の普及啓発 ○望まない妊娠を防ぐための知識の普及啓発 ○性感染症を防ぐための知識の普及啓発	教育総務課 環境保健課
学校における指導の充実	○ICT リテラシー※向上のため、小中学生に対して、ネットモラルについての授業や講演会を実施 ○教員へのネット指導講座を実施 ○児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導を行うための教職員に対する研修の実施	教育総務課

	○学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じた性に関する指導カリキュラムの充実及び指導体制の整備	
--	--	--

※ICT リテラシー：ICT（Information Communication Technology）とは、情報処理・情報通信における技術・産業・設備・サービスなどの総称で、「ICT リテラシー」とはこれらを使いこなす能力のこと。

## （２）生涯を通じた健康支援

仕事や家事、育児などからくる様々なストレスによって健康を損なうことがあります。不規則な生活習慣や運動不足により生活習慣病の有病者も増加していることから、生涯を通じた健康支援を行います。

また、各ライフステージに応じた健康の保持増進ができるよう、心の悩みも含めて気軽に相談できる体制の充実を図ります。さらに、検診受診率を上げる取り組みを進め、予防・早期発見に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
生涯にわたる健康な身体づくりの推進	○特定健康診査・特定保健指導の広報による受診促進 ○健康づくりのための運動教室・栄養教室・健康相談などを定期的実施	環境保健課
生涯にわたるスポーツ活動の推進	○スポーツ活動への参加促進	社会教育課

## （３）妊娠・出産期における女性の健康支援

女性が妊娠や出産に関して自ら主体的に判断できるよう、また男性にとってもパートナーの妊娠や出産について考えるための機会となるよう情報提供や相談業務の充実を図ります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
妊娠・出産に関する支援	○妊娠・出産・不妊に関する、必要な保健指導及び相談事業の充実 ○支援が必要と思われる妊産婦については、関係機関との連携強化	環境保健課
子育てに関する支援	○成長段階に応じた乳幼児健康診査 ○「育児サークル」などの保護者同士の交流機会を提供し、子育て不安などを軽減 ○子育て支援に必要な情報提供	環境保健課

## （４）H I V／エイズ等の性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進

H I V／エイズやその他の性感染症に関する正しい知識の普及啓発や相談しやすい体制の整備とともに、児童生徒の発達の段階に応じた適切な教育の充実を図ります。



薬物乱用は、本人の心身の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊、妊娠中の胎児への影響や凶悪な犯罪行為等につながるおそれもあることから、薬物依存に関する各種啓発活動や相談機能の充実を図っていきます。

喫煙や過度の飲酒は、健康上大きな問題があり、特に女性の飲酒には、乳がんや胎児性アルコール依存症候群などのリスクの増大や、早期に肝硬変やアルコール依存症になり易いなどの飲酒リスクがあることから、健康被害に関する情報提供を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
エイズ予防対策	○命の尊さや性に関する正しい知識を普及するための思春期講座の実施（再掲）	環境保健課
	○児童生徒の発達の段階に応じた性に関する指導を行うための教職員に対する研修の実施	教育総務課
	○学習指導要領に基づき、教科や特別活動等、学校教育活動全体を通じた性に関する指導の充実	
薬物乱用防止のための啓発活動	○「ダメ、ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施	環境保健課
	○学校教育での薬物乱用防止教室の開催の促進	教育総務課
喫煙対策	○児童・生徒を対象とした防煙教育の実施	教育総務課
	○禁煙外来の実施	すさみ病院
飲酒対策	○多量飲酒の害や節度ある飲酒の啓発	環境保健課
	○児童・生徒を対象とした飲酒防止教育の実施	教育総務課

## 2-3 困難な状況に置かれている人への支援

### (1) 貧困に直面している人や社会生活を円満に営むことが困難な人への支援

経済的に困っている方が困窮状態から早期に脱却することができるよう、個々の課題に応じた支援を行うとともに、生活がひっ迫している生活困窮者には、生活保護の適用を行います。

また、近年は30～40歳代女性の就業率は高くなってきましたが、パート等の非正規雇用が多いことなどから、経済状態が悪化しやすい傾向にあるため、女性が経済的に家庭を支えている場合など、状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
生活困窮者自立支援	○「生活困窮者自立支援法」に基づく相談対応や就労支援等の実施	住民生活課
生活保護	○「生活保護法」に基づく生活扶助、住宅扶助等の支給の実施	住民生活課
ひきこもり支援	○ひきこもり相談窓口の周知強化	環境保健課

### (2) 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

かつての風習が色濃く残る地域では、女性であること、地元住民とは異なるライフスタイルで生活している人など、様々な要因で複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このため、あらゆる人々の地域社会への参画を可能にする人権尊重の地域づくりを目指すため、人権に関する考え方についての国際的な潮流について情報を発信し、意識啓発・学習機会の提供等の取り組みを推進します。

また、LGBT（性的マイノリティ）や性同一性障害などについても、偏見や差別が生じないように正しい知識の普及を行い、男女共同参画や人権の観点から、マイノリティへの理解が進むよう取り組みを行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
厳しい環境に置かれてきたマイノリティ女性の人権尊重のための意識啓発	○人権についての啓発 ○人権についての正解的な取り組みの紹介	総務課
LGBT(性的マイノリティ)や性同一性障害に対する偏見や差別を解消するための広報・啓発、相談及び教育の推進	○LGBT（性的マイノリティ）や性同一性障害についての正しい知識の普及 ○偏見や差別解消のための啓発	総務課

### 基本目標3 男女がともに活躍する社会づくり

平成28年4月に「女性活躍推進法」が全面施行、「働き方改革関連法」が平成31年4月から順次施行され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。急速な人口減少や価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

女性の社会参画を進めるためには、女性の比重が高い子育てや介護において、男女が共に役割を分担し、男女が共に暮らしやすい社会としていくための環境整備が必要です。男女ともに、仕事や子育て、介護、ボランティア、余暇など様々な活動を自分のライフスタイルにあったバランスで展開できるようになると、それぞれの生活が充実し、ひいては社会全体の活性化にもつながります。

また、指導的地位に就く女性を育成するためには、男性の意識改革とともに、女性自身も意識と能力を高める必要があります。あらゆる分野において、女性が積極的に意見を発信でき、さまざまな組織が女性の参画を受け入れることができる社会をつくっていくことが重要です。

#### 3-1 政策・方針決定過程での女性の参画拡大

##### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

女性の参画推進について、全庁的な意識の共有を図り、審議会等における人材発掘や職務指定の見直しなどにより、女性委員のいない審議会等の解消とともに、女性の登用拡大に努めます。

政策決定過程への男女共同参画を進めるに当たり、女性職員の採用・登用の促進は、立案段階からの女性の参画を拡大する上で効果的であるため、性別に関わらず能力が発揮しやすく、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりや、女性職員の採用・登用の取り組み状況の積極的な広報など、今後引き続き女性職員の増加に向けた環境整備を進めます。

また、「第3期すさみ町特定事業主行動計画」で設定した、管理職員に占める女性の割合等の数値目標の達成に向け、適正な評価が受けられる環境整備の徹底、管理職候補となる人材の育成を通じて、管理職への女性の登用を積極的に推進します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
まちづくりへの町民参画促進	○パブリックコメント制度の積極的活用 ○町政に関する積極的な情報公開	全課
審議会等委員選任に当たっての委員構成の検討	○要綱等の見直しも含めた団体推薦及び職務指定等のあり方の検討	全課
女性人材の養成	○男女共同参画を推進するための人材養成講座等を目的とする講座の情報提供 ○女性の地域活動に対する支援	総務課 社会教育課
女性職員の職域拡大、管理職への積極的な登用推進	○男女職員が共に能力を高め、活かせるための研修の実施 ○女性職員の採用・登用状況を公表	総務課
男女職員が共に能力を発揮しやすい職場環境整備	○男女職員が共に能力を発揮しやすい環境整備のための研修の実施 ○新規採用職員に対する男女共同参画推進についての研修の実施	総務課

## (2) 企業、団体等の取り組みの促進

男女がともに能力や感性を発揮できる環境づくりのために、企業や地域団体に対して、方針決定過程への女性の参画促進に向けた啓発を図ります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
企業における女性の管理職、役職等への登用や職域拡大の促進に向けた啓発	○積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）の取り組みの推進 ○女性管理職養成セミナーの開催情報の提供	産業振興課

※ポジティブ・アクション：積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる措置。

## 3-2 働く場と家庭における男女共同参画の推進

### (1) 雇用の分野における男女共同参画の推進

近年、多様な価値観やライフスタイルが受容され、様々な労働形態が生まれ、非正規のパートタイム等の労働者が増加しています。非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで、これまで就業が難しかった人々の能力発揮を促進するという側面がある一方、雇用関係上のトラブルも少なくありません。

労働者、事業者に対して男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など労働関連法規を周知するとともに、雇用労働環境の実態の把握に努め、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図ります。

また、パワー・ハラスメント※等、職場における各種ハラスメントの根絶に向け、企業等へ働きかけを行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
男女雇用機会均等の周知	○「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などについて周知・啓発	産業振興課
労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供	○労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めるとともに職業安定所等関係機関との連携	産業振興課 住民生活課
ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発	○セミナー開催情報の周知 ○啓発ビデオの案内等、企業等での職場内研修促進のための情報提供	産業振興課

※パワー・ハラスメント：職場などで、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係に基づいて、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、就業環境を悪化させたりする行為。

## (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境整備

男女が共に継続していくための環境整備について、育児・介護休業等の仕事と家庭の両立を支援する制度が利用しやすい職場づくりとともに、短時間勤務制度、フレックスタイム制度等を活用した多様で柔軟な働き方の普及に向けた情報提供、啓発を行います。

また、家庭での男女の協働とワーク・ライフ・バランスを考え、男女の区別なく、家事・育児・介護等に取り組むべきであることを、広く町民や事業者に広報・啓発していくことが重要です。

具体的な施策	施策の内容	担当課
雇用環境の整備	○働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、育児・介護休業制度の普及啓発 ○多様な労働形態について理解が深められるよう、企業等に対して啓発	産業振興課
男性中心型労働慣行※の見直し	○ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男性を含めた働き方の見直しについて意識啓発	産業振興課

※男性中心型労働慣行：男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

## (3) 子育て・介護支援策の充実

子育てにおいては、子ども子育て支援事業計画に則り、子どもの人権も含めて、尊重されるべき人権に対する理解を深め、男女の機会均等を含め、様々な人が暮らしやすい地域づくりを目指していきます。

介護支援については、地域支援事業と福祉サービスにおいて、介護者の負担軽減のための支援を実施していきます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	○地域子育て支援センター事業（母子相談・育児サークル） ○ファミリー・サポート・センター事業 ○働き方の見直し、仕事・家庭・子育ての両立支援	環境保健課 教育総務課
保育所等の整備促進	○延長保育事業 ○放課後児童健全育成事業 ○一時預かり事業	教育総務課 社会教育課
介護支援策の充実	○家族介護支援事業 ○認知症高齢者の支援の推進	環境保健課

### 3-3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

#### (1) 地域社会への積極的な参画推進

少子高齢化が進む中で多様化する地域の課題を解決するためには、男女を問わず、町民一人ひとりが地域社会に積極的に関わることが重要です。地域福祉の問題や関心の共有化のために、地域福祉参画への動機付けと意識の向上を図り、町民の地域福祉への主体的参加の促進を目指していきます。

男女共同参画を促す活動を行う人や団体に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができるときの拠点の整備、住民等に対する男女共同参画の研修を行っていきます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
地域住民による男女共同参画推進	○女性の社会参画に向けた自主的な企画の実現・活動の支援	社会教育課
自治会活動、ボランティア活動参加促進	○町民の自治会、ボランティア活動に対する理解増進のための啓発	社会教育課

#### (2) 農林水産業、商工業等の分野における取り組み促進

自営業においては、家族が労働の担い手として従事するケースが多く、その中でも女性は家事、育児、介護等にも従事し、二重労働が大変な負担になっているにもかかわらず、十分な評価がされていないといった現状があります。性別に関わらず、能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、男女の対等なパートナーシップの確立を目指します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
農林漁業や自営業等における労働条件の改善のための啓発	○商工会やJA（農業協同組合）JF（漁業共同組合）等との連携により、商工自営業や農・漁業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発	産業振興課
経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	○農業や自営業等の担い手として能力を発揮できるよう、県やJA等と連携し、情報提供や学習機会の提供	産業振興課

家族経営協定の普及・啓発	○休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定の締結の普及・啓発に向けて情報提供	産業振興課
--------------	--	-------

### (3) 防災・災害復興における男女共同参画の促進

近い将来発生すると言われていた南海トラフを震源とする地震・津波に加え、台風・集中豪雨などによる大規模災害が想定されています。被災時には、家事・育児・介護等の家庭的責任が女性に集中することや、避難所や仮設住宅等の運営において、男女のニーズの違いがみられることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立をめざします。

具体的な施策	施策の内容	担当課
防災知識の普及	○地域防災計画に基づき、住民への研修会の実施 ○町広報誌等への記事を掲載するなど、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及	総務課
地域防災活動への男女共同参画の推進	○自主防災組織・自治会等の地域コミュニティが防災に果たす役割は大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画の促進	総務課
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	○地方防災会議の女性委員の比率を高め、男女それぞれのニーズを取り入れる	総務課

# 資料編

## 資料1 男女共同参画に関する国内外の動向

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き	すさみ町の動き
1945年 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正 (成年女子に参政権)		
1946年 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布		
1947年 (昭和22年)		・民法改正(家父長制度廃止) ・教育基本法公布 (男女教育機会均等) ・労働基準法公布 (男女同一賃金)		
1948年 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択			
1956年 (昭和31年)		・売春防止法制定		
1967年 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 ・総理府婦人問題担当室業務開始		
1976年 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室設置	・民法改正 (離婚後の氏の変更自由)		
1977年 (昭和52年)			・青少年局育成課内に婦人主幹配置 ・婦人問題連絡会議(庁内関係課室)設置	
1978年 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人関係施策の調査 ・「婦人問題を考える集い」開催	
1979年 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題世論調査(第1回) ・婦人の政策決定参加状況調査	
1980年 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間年 ・世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名 民法改正(配偶者の相続1/3→1/2)	・「婦人の明日をひらく私の意見」公募 ・「明日をひらく婦人交流のつどい」開催	
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点目標】策定	・「婦人文化展」開催	
1982年 (昭和57年)			・【和歌山婦人施策の指標】策定 ・婦人問題懇話会設置	
1984年 (昭和59年)		・国籍法・戸籍法改正(父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 ・婦人の生活と意識調査 ・婦人問題懇話会設置	

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き	すさみ町の動き
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催</li> <li>・「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約批准</li> <li>・国民年金法改正（女性の年金権確立）</li> <li>・「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>・生活保護基準額改正(男女差解消)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題アドバイザー設置</li> <li>・県婦人会議設立</li> </ul>	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部拡充（構成省庁を全省庁に）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県婦人会議開催</li> <li>・「婦人のつどい」開催</li> </ul>	
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・【21世紀をめざすわかやま女性プラン】策定</li> </ul>	
1989年 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ナウナウわかやま」開催</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かがや紀のおんな」開催</li> </ul>	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改訂）】策定</li> <li>・中学校の家庭科男女必修開始</li> <li>・「育児休業法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸・中部・近畿婦人問題地域推進会議開催（総理府と共催）</li> <li>・「女性問題を考えるフォーラム」開催</li> </ul>	
1992年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山女性フェスティバル」開催</li> </ul>	
1993年 (平成5年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートタイム労働法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年女性課に名称変更</li> <li>・「トークイン和歌山」開催</li> </ul>	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議（北京）開催</li> <li>・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【わかやま女性プラン】改定</li> <li>・「女性のつばさ」海外派遣開始</li> </ul>	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・【男女共同参画2000年プラン】策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活文化部に女性政策課設置</li> <li>・わかやま女性100人委員会設置</li> </ul>	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法改正</li> <li>・労働基準法女子保護規定撤廃</li> <li>・介護保険法公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性参政権行使50周年記念イベント」開催</li> <li>・男女共生社会づくり協議会設置</li> </ul>	
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県女性センター開設</li> </ul>	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> </ul>		
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）</li> <li>・「政治宣言及び成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【男女共同参画基本計画】策定</li> <li>・「児童虐待防止法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共生社会づくりプラン】策定</li> </ul>	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁再編により内閣府男女共同参画に改組男女共同参画会議設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>・第1回「男女共同参画週間」</li> <li>・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共生社会推進課、男女共生社会推進センターに名称変更</li> <li>・男女共生社会推進本部設置</li> </ul>	



年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き	すさみ町の動き
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li> <li>・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・男女共同参画審議会設置</li> </ul>	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進」</li> <li>・次世代育成支援対策推進法公布・一部施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」</li> <li>・【男女共同参画基本計画】策定</li> </ul>		
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言</li> </ul>	
2007年 (平成19年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画】改定</li> </ul>	
2008年 (平成20年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革による名称変更 青少年・男女共同参画課 (青少年課と男女共生社会推進課を統合)</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」</li> <li>・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」</li> <li>・男女共同参画基本計画(第3次)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革による名称変更 男女共同参画センター</li> </ul>	
2012年 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画(第3次)】策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【すさみ町男女共同参画基本計画(第1次)】策定</li> </ul>
2013年 (平成25年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力救援センター和歌山「わかやま mine(マイン)」開設</li> </ul>	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置</li> </ul>		
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布</li> <li>・【男女共同参画基本計画(第4次)】策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力救援センター和歌山福祉保健部に所管変更</li> </ul>	
2017年 (平成29年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画(第4次)】策定</li> </ul>	
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行</li> </ul>		

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き	すさみ町の動き
2020年 (令和2年)		・【男女共同参画基本計画（第5次）】策定		
2022年 (令和4年)			・【和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）】策定	・【すさみ町男女共同参画基本計画（第2次）】策定

出典：「和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）」より加筆